北海道におけるサケ科魚類

参考資料１－１

- サケ科
  - サケ亜科
    - 【サケ属】
      - さけ（しろざけ）
      - べにます（べにざけ）
      - さくらます
      - ぎんます（ぎんざけ）
      - からふとます
      - ますのすけ
    - にじます
    - 【イトウ属】
      - いとう
    - 【イワナ属】
      - おしょろこま
      - あめます
      - かわます
    - 【サルモ属】
      - ブラウントラウト

※おしょろこまは一部漁場区域の漁業権者への確認が必要
※あめます、いとうは一部河川で遊漁期間等の規制あり
※かわます、ブラウントラウトは外来魚のため移植放流が禁止

※ピンク枠内のサケ属
・内水面（河川や湖沼など）での採捕が<u>全面的に禁止</u>
・さけ･ますの増殖を行う河川等の河口付近において、産卵のため遡上する時期の採捕の<u>禁止</u>

参考資料１－２

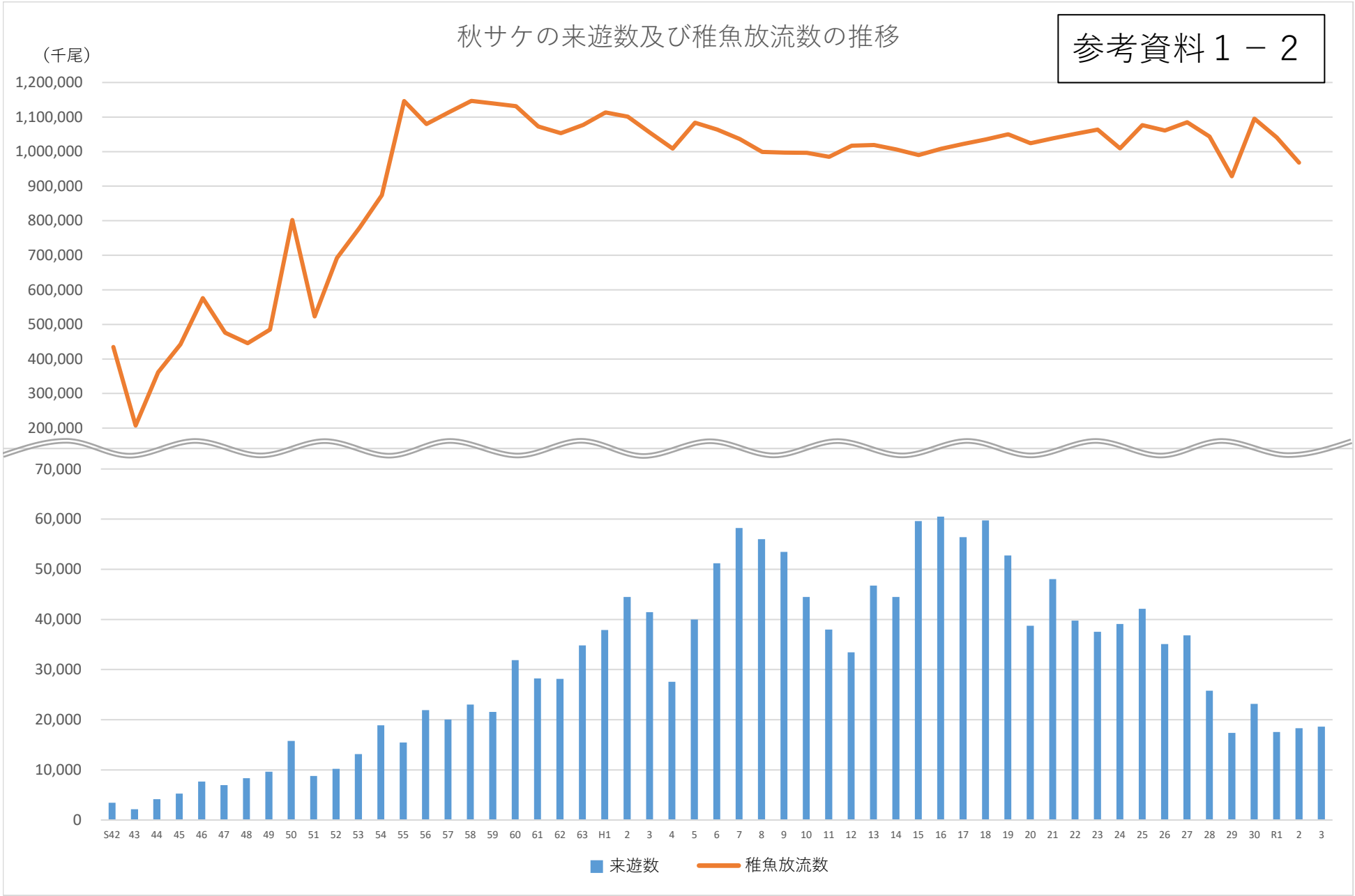

出典：（公財）北海道さけ・ます増殖事業協会「増殖事業実績」より

遊漁に関するルール

参考資料１－３

河川や湖沼などの内水面には、北海道漁業調整規則により漁業や遊漁などに必要な事項が定められています。
魚種により採捕が禁止されている区域や期間があります。

〔内水面での主な制限の内容〕

項目	根拠	対象魚種など
保　護　水　面	規則第３７条	すべての水産動物　周年
資源保護水面	規則第３７条	知事指定魚種（やまべ）　指定期間
漁業の禁止	規則第３４条	さけ･さくらます･からふとます（刺し網、引っ掛け釣り）
その他制限事項	規則第３８条	さけ・ます・やまべ・あゆの禁止区域や期間など
	規則第３９条	
	規則第４７条	ブラウントラウト等外来３魚種（移植禁止）
委員会指示	漁業法第120条	千歳川・斜里川

〔規則で定める採捕に制限のある魚種〕

水産動物	禁止期間	禁止区域
さけ･ます	周年	すべての内水面
やまべ	4月1日~5月31日	上川･空知･石狩･後志･檜山･渡島･胆振の各振興局所管区域の内水面
	5月1日~6月30日	日高･十勝･釧路･根室･ｵﾎｰﾂｸ･宗谷･留萌の各振興局所管区域の内水面
あゆ	4月1日~6月30日 9月16日~10月31日	すべての内水面

北海道水産林務部「フィッシングルール2022」引用

参考資料１－４

■ 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第百二十条　海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

２～１２略

■水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）

（目的）

第一条　この法律は、水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする。

（水産動植物に有害な物の遺棄の制限等に関する命令）

第四条　農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。

一　水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止

二　水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止

三　水産動植物の移植に関する制限又は禁止

２～９　略

（保護水面の指定）

第十八条　都道府県知事は、水産動植物の保護培養のため必要があると認めるときは、水産政策審議会の意見を聴いて農林水産大臣が定める基準に従つて、保護水面を指定することができる。

２～７　略

（内水面におけるさけの採捕禁止）

第二十八条　内水面においては、溯河魚類のうちさけを採捕してはならない。ただし、漁業の免許を受けた者又は漁業法第百十九条第一項若しくは第二項及びこの法律の第四条第一項の規定に基づく農林水産省令若しくは規則の規定により農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けた者が、当該免許又は許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

■北海道漁業調整規則（令和２年11月19日規則第94号）

（目的）

第一条　この規則は漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第57条第１項並びに第119条第１項及び第２項並びに水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第４条第１項の規定に基づき、北海道における水産資源の保護培養及び漁業調整に関し必要な事項を定めることにより、その他漁業に関する法令と相まって、漁業生産力を発展させることを目的とする。

（漁業の禁止）

第三十四条　何人も、海面において、次に掲げる漁業の方法により漁業を営んではならない。

(1)　さけ・ます流し網（動力漁船を使用するものを除く。）

(2)　さけ・ます固定式刺し網

(3)　にしん流し網

(4)　すけとうだら流し網

２　何人も、内水面において、次に掲げる漁業の方法により漁業を営んではならない。

(1)　さけ、さくらます（やまべ（さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域に生活する期間におけるものをいう。第38条第２項及び第41条第１項において同じ。）を除く。次号及び第38条第２項において同じ。）又はからふとますをとることを目的とする刺し網　（流し網を含む。）

(2)　さけ、さくらます又はからふとますをとることを目的とする引っ掛け釣り

（保護水面及び資源保護水面等における採捕の制限）

第三十七条　何人も、次に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第１項の規定により指定されたものをいう。）の区域において、水産動物を採捕してはならない。

(1)～（32）略

２　何人も、知事が水産資源の保護培養上必要と認めて指定した区域（内水面に限る。）及び 期間（以下「資源保護水面等」という。）においては、知事が指定した水産動物（以下「保護水産動物」という。）を採捕してはならない。

３　知事は、前項の規定により資源保護水面等及び保護水産動物を指定しようとするときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

４　知事は、資源保護水面等及び保護水産動物を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

５　前２項の規定は、資源保護水面等及び保護水産動物の指定を変更する場合について準用する。

６　何人も、第１項及び第２項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（禁止期間）

第三十八条

２　何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動物	禁止期間	禁止区域
さけ	周年	内水面
ます（さくらます、からふとます、べにます、ぎんます及びますのすけに限る。次条第１項及び第５項並びに第42条において同じ。）		
（以下省略）		

３　何人も、前２項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（体長等の制限）

第三十九条　何人も海面において、次の表の左欄に掲げる水産動物であって、それぞれ同表の右欄に定める大きさのものを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動物	大きさ
さけ	全長 20 センチメートル未満
ます	

２～４略

５　何人も、内水面において、さけ及びますの産んだ卵を採捕してはならない。

６略

（河口付近等におけるさけ・ますの採捕の禁止）

第四十二条　何人も、海面のうち、別表第４の左欄に掲げる河川の河口付近及び湖沼の湖沼口付近であって同表の中欄に掲げる区域において、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、さけ及びますを採捕してはならない。

（移植の禁止）

第四十七条 何人も、次に掲げる魚種（卵を含む。）を内水面に移植してはならない。

（１）ブラウントラウト

（２）カムルチー

（３）カワマス

（試験研究等の適用除外）

第五十二条　この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、 教育実習、増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）又は内水面における伝 統的な儀式若しくは漁法の伝承及び保存並びにこれらに関する知識の普及啓発（以下この 条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を 受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

２～８略

別表第４（第４２条関係）（抜粋）

総合振興局名又は振興局名及び河川名又は湖沼名		区域					期間
		河川口及び湖沼口沿岸		沖合方位		沖合（m）	
		左海岸	右海岸	左方（度分）	右方（度分）		
石狩	石狩川	石狩市本町国土地理院三角点渡船場の位置	石狩市厚田区聚富1130番の２地先に知事が建設した標柱の位置	312.3	300.35	2,000	５月１日から11月30日まで
	厚田川	石狩市厚田区別狩12番の３地先に知事が建設した標柱の位置	石狩市厚田区厚田厚田漁港南防波堤突端南側点の位置	268	268	右　100 左　200	５月１日から８月31日まで
後志	余市川	余市郡余市町余市（本港地区）漁港北護岸基部北側点の位置	余市郡余市町大川町６丁目１番の71地先に知事が建設した標柱の位置	31.13	31.13	500	５月１日から６月30日まで及び８月20日から11月30日まで
	積丹川	積丹郡積丹町大字野塚町14番の１地先に知事が建設した標柱の位置	積丹郡積丹町大字日司町41番の７地先に知事が建設した標柱の位置	325	270	300	５月１日から８月31日まで
	余別川	積丹郡積丹町大字余別町663番地１に知事が建設した標柱の位置	積丹郡積丹町大字余別町４番の２地先に知事が建設した標柱の位置	70	320	150	
	古宇川	古宇郡神恵内村大字神恵内村10番の４地先に知事が建設した標柱の位置	古宇郡神恵内村大字神恵内村字浜中83番の116地先に知事が建設した標柱の位置	225	225	300	
留萌	天塩川	天塩郡天塩町字サラキシ国土地理院三角点天塩の位置	天塩郡幌延町字浜里番外地地先に知事が建設した標柱の位置	256.25	256.25	2,000	５月１日から11月30日まで
	遠別川	天塩郡遠別町字富士見32番の１地先に知事が建設した標柱の位置	天塩郡遠別町字北浜326番の２地先に知事が建設した標柱の位置	263	263	500	８月20日から11月30日まで
	風連別川	苫前郡初山別村字豊岬167番の１地先に知事が建設した標柱の位置	苫前郡初山別村字豊岬244番地先に知事が建設した標柱の位置	288	283	300	５月１日から８月31日まで
	信砂川	増毛郡増毛町舎熊984番の６地先に知事が建設した標柱の位置	増毛郡増毛町阿分236番の２地先に知事が建設した標柱の位置	303.3	303.3	500	５月１日から11月30日まで
	暑寒別川	増毛郡増毛町別苅９番の６地先に知事が建設した標柱の位置	増毛郡増毛町栄町68番の３地先に知事が建設した標柱の位置	308	329	500	

備考　この表による河川口及び湖沼口付近の区域とは、次に掲げる基点アから基点エまでを順次に結んだ線によって囲まれた海面をいう。

基点ア　左海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点

基点イ　基点アから当該沖合方位における当該沖合距離の点

基点ウ　基点エから当該沖合方位における当該沖合距離の点

基点エ　右海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点